

(質問 1)

別紙①該当箇所は、ブランクの 14 か所を除くと 45 か所となるが、47 ケ所との整合性について教えてください。

(回答)

47 ケ所とは、別紙①及び別紙②を合わせた投票所の数です。

また、別紙①の西牟田と別紙②の西牟田は同じ投票所です。そのため、
「別紙①投票所 45 ケ所」＋「別紙②投票所 3 カ所（うち 1 カ所は別紙①と被り）＝47 ケ所
となります。

(質問 2)

配送先の日時については、受注者が配送先担当者と日程等の調整をする必要がありますか。

(回答)

施設管理者には事前に、配送は 7 月 16 日（水）～18 日（金）、回収は 7 月 22 日（火）～23 日（水）の中から、希望日を伺っています。

契約締結後、受注者には施設管理者の連絡先と配送希望日時をお伝えしますので、配送・回収のスケジュール調整は受注者で行っていただきます。

仕様書（4）②のとおり、スケジュールが確定次第、いつ何時頃に伺うかを施設管理者へご連絡ください。

(質問 3)

受取人から署名又は受領印をもらうとあるが、様式の指定はありますか。

(回答)

契約締結後に様式をお渡しいたします。

(質問 4)

開票所から投票箱の回収は、業務に含まれますか。

(回答)

含まれません。

(質問5)

北野支所等で積込及び返却の際には、選管職員の立ち合いはありますか。

(回答)

立ち合いは行いません。

倉庫の鍵は積込及び返却の前に、選挙管理委員会事務局（市役所2階くすみホール）にて貸し出しを行います。

(質問6)

スロープについては、投票所によって、経常が異なるので注意すること。スロープを作る（施工）するとの意味でしょうか。

(回答)

スロープは、北野倉庫にあるものを各投票所に配送していただくことになります。よって、施行の必要はありません。配送のみです。

(質問7)

業者への再委託での配送（回収）は可能でしょうか。

(回答)

原則としてできません。ただし、契約締結後に再委託承認願等の必要な書類をご提出いただき、その必要を認めて市が承認した場合に限り、可能です。